

いの町事業継続促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いの町補助金交付規則(平成16年いの町規則第45号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、いの町事業継続促進支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により、限界利益が減少した中小企業及び個人事業者等に対して、経営を維持、継続するために幅広く支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 売上高には、国、県及び町の協力金、給付金、支援金及び補助金を含む。
- (2) 限界利益とは、売上高から変動費を引いたものをいう。
- (3) 変動費とは、売上高に比例して発生する費用で、原材料の仕入費用等、主として売上原価をいう。
- (4) 減益額とは、平成31年1月から令和元年12月までの限界利益を令和2年1月から12月までの限界利益で引いたものをいう。
- (5) 減益率とは、前号の減益額を平成31年1月から令和元年12月までの限界利益で除したものに100を乗じたものをいう。

(支援対象者)

第4条 支援の対象者は次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年1月から令和2年12月までの1年間の限界利益の合計が前年同期と比較し30%以上減少しているもの
- (2) 令和3年6月1日現在、いの町内に事業所を有し、事業収入を得、今後も事業継続の意思がある事業者

(3) 令和元年12月1日までに創業し、事業収入を得、継続して事業を行っているもの

(4) 町民又は法人で町税等を完納しているもの

(支援金額)

第5条 支援金額は次により算定した額とする。

(1) 別表第1に定める減益率に応じた支援割合を減益額に乗じたものとする。

(2) 支援金の額は、60万円を上限とする。

(3) 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請及び交付申請の制限)

第6条 支援金の交付を受けようとするものは、いの町事業継続促進支援金申請書(様式第1号(以下「申請書」という。))に、別表第2に掲げる書類を添付し、いの町商工会(以下「商工会」という。)を經由して町長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請は、1対象事業者につき、1回限りとする。

3 支援金の交付申請は令和3年9月30日までに行わなければならない。

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ適正と認めた場合は支援金の交付を決定し、いの町事業継続促進支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、支援金を交付しない決定をしたときは、いの町事業継続促進支援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知をするものとする。

(支援金の請求及び支払い)

第8条 前条の規定に基づく支援金の交付決定を受けた者は、いの町事業継続促進支援金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに口座振込により支援金を交付しなければならない。

(支援金の実績報告)

第9条 実績は申請書の申請額を実績額とみなし、報告は省略する。

(支援金の取消し等)

第10条 町長は、支援対象者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は対象事業者に該当しない事実や不正等が発覚したとき。

(2) この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町が商工会と協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第5条関係)

減益率 (平成31年1月～令和元年12月限界利益－令和2年1月～12月限界利益) / (平成31年1月～令和元年12月限界利益) ×100	支援割合
30%以上40%未満	70%
40%以上50%未満	80%
50%以上	90%

別表第2 (第6条関係)

添付書類
① 対象となる期間2期分の収入等がわかる書類の写し (税務署收受日付印の押印があるもの、e-Taxの場合は「受信通知」を添付してください) 【個人の場合】

- ・ 所得税確定申告書第一表及び第二表
- ・ 青色申告の方は「所得税青色申告決算書」の控え
- ・ 白色申告の方は、「収支内訳書」の控え

【法人の場合】

- ・ 期間2期分直近の確定申告書別表一の控え(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚) 【決算期の関係で確定申告書がない場合は試算表】、決算書

② 本人・事業所確認書類の写し

【個人の場合】

- ・ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証等 (いずれか1つ)

【法人の場合】

- ・ 登記簿謄本 (3か月以内のもの)